

「精神障害者保健福祉手帳」にて 旅客運賃割引制度ご利用のお客さまへ

- 2025年4月1日(火)から、割引制度のご利用には、精神障害者保健福祉手帳に「第一種」または「第二種」の記載が必要になります。
- 手帳に記載が無い場合、割引制度はご利用いただけません。

【確認させていただく記載項目】

2025年3月31日まで	2025年4月1日から
障害等級	割引種別
1級	<u>第一種</u>
2級又は3級	<u>第二種</u>

- 手帳については、お住まいの自治体窓口までお問合せください。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。



しなの鉄道株式会社